

# 入所意向確認書

児童名 \_\_\_\_\_ 生年月日 平成・令和 年 月 日 (年齢 \_\_\_\_\_)

保護者名 \_\_\_\_\_

## 【留意事項】

- ・ 保育園は1日入所、月末退所が原則です。
- ・ ならし保育等を行う場合は、入所日以降に行うこととなります。その際の保育料は、月額料金となりますので、利用時間によって減額されることはありません。
- ・ 育児休業取得中の方で、例えば、4月1日入所をする場合は、職場復帰を遅くとも5月1日までにしてください。5月2日以降の復帰の場合、入所資格がなくなり遡及しての退所となります。  
また、育児休業中での申請の方は、職場復帰後2週間以内に復職した旨の就労証明書を提出してください。提出されないときは、退園となる場合があります。

※保育所等入所についての意向を確認するものです。以下の項目について、該当する箇所にをしてください。

## 【保育所等入所に関する項目】

- (1) 育児休業取得中での申請の方について、職場復帰(予定)はいつですか。( 月 日)
- (2) 第3希望施設まで記載しましたか。 はい いいえ
- (3) 記載した希望園に空きがない場合は別の保育所でも入所を希望しますか。  
希望園でなければ入所しない※ 希望園以外の別の保育所でも入所を希望する  
※他に入所できる施設があった場合は、保育園に入所できない旨の入所保留通知書は発行できません。

## 【きょうだい入所の場合の確認】

- (1) 在園中のきょうだいがいますか。 無 有( 保育園・こども園・幼稚園)
  - きょうだい同時申込みで、同じ保育所で全員分の入所枠が確保できない場合
    - 同じ保育所に全員同時でなければ入所しない
    - 別々の保育所でも同時入所したい
  - きょうだいが保育所に在籍している場合
    - 兄弟が在籍している保育所以外は希望しない
    - 同じ保育所に空きがない場合は別の保育所でも入所を希望する

## 【入所待機となった場合の対応について】

- (1) ご希望の時期に入所できなかった場合、どうされるかお伺いします。
  - 認可外施設を利用する
  - 児童館を利用する
  - 育休を延長する ⇒ 父 ・ 母
  - 親族を頼る ⇒ 祖父母・その他 ( )
  - 就職時期を延ばす
  - その他 ( )